

以上報告及び質問に對する應答を全部承認。次いで滋賀化學労働組合代表元持佐太郎君の加盟挨拶あり。議事に入る

### △議 事

一、全國労働昭和八年度第四回大會に關する件  
決定左の如し

1、日時及び場所に關して  
日時 昭和八年十月十五、十六、十七の三日間  
場所 神戸又は東京、選定は常任執行委員会に一任（註神戸に確定した）

2、大會方針に關して

(イ)従來の大會方針と異なり、實質的内容のある大會とする事

(ロ)本年度大會の構成、代議員は百五十名（本部役員を含まず）程度とすること。——代議員の選出割當て等は全國労働規約に準じて決定することとし、常任執行委員会に一任。

(ハ)大會議事法の草案を決定すること——本年度大會は、三日間の内第一日を全體會議、第二日を分科總會、第三日を全體會議とする。詳細な大會議事法及び細則草案を決定し、豫め各組員に研究せしめることとする。此草案起草は小委員会（後藤調査部長、鈴木、茅野、井上の各中央委員）に一任とす。

3、提出議案に關して

的連絡機關設置に關する件の三案を全國労働より提出すること。

(ロ)加盟組合よりの提出議案の對策は、大會出席評議員に一任。

(ハ)出席代議員割當ては東京二名、他十名に關西事務局に一任。

(ニ)評議員選出は従來通り（菊川、高橋涉、山口、鈴木）とす。

(ホ)其他は大會出席代議員に一任。

三、大會迄の全勞活動の具體的方針に關する件

1、夏期労働講座運動に關して

八月中を夏期教育期間とし、所屬聯合會、組合は全國的に組員に對する教育運動を行ふこと。詳細なる方針發表は教育部に一任。

2、夏期労働調査に關して

組合の現勢調査、關係工場會社の調査、組員員の労働條件（特にインフレの影響を主眼とする）調査を全國的に行ふ。時期は八月下旬、調査部に一任。

3、第二回全國的宣傳闘争に關して

時期九月、メーデー前の第一回宣傳が一般的宣傳であつたのに比して、今度は組織運動への結び付けを中心として行ふ。組織カードの作製、目標工場、會社への働きかけの具體方針決定、組合の組織運動プラン作製等により）具體方

10

(イ)本部提出議案は、特殊のものを除いては統一括して「昭和九年度具體的運動方針」として提出すること。尙大會劈頭には、新大會方針を緊急動議として提出承認を求め手續をとること。

(ロ)所屬聯合會及び組合の提出議案は従來通りとする。即ち組合の提出議案は聯合會にて取纏めて本部に（聯合會なき所は組合より本部に直接）提出する。

4、大會費用及び準備

(イ)大會費用の豫算編成は、常任執行委員会に一任。

(ロ)大會費用は、所屬組合よりの臨時徴收とし、その組合に對する割當ては常任執行委員会に一任。

(ハ)準備は常任執行委員会に一任。

(ニ)議案及び報告書の締切は八月末日。

(ホ)議案及び報告書は少なくとも二週間前には、聯合會及び代議員に送附すること。

5、其他——大會直前の中央委員會は十月十三日に大會開催地に於て開くこと

二、日本労働組合會議第二回大會對策に關する件

1、一般的對策に關して

大會の圓滿遂行と組合會議の強化に努力すること、

2、提出議案に關して

(イ)失業保險法制定促進の件、組合會議地方協議會結成促進の件、社會大衆黨と日本労働組合會議との間に、

針は組織部一任。

4、東京聯合會産別整理促進に關して

第三回大會前後より全國労働の組織方針によつて大阪、廣島、和歌山等の諸地方は、産別整理を完成してあるが、東京聯合會は未完成の状態にあるので、これが促進に努めること。常任執行委員会に一任。

5、青年部組織方針に關して

聯合會青年部の實情に即して、本部青年部組織方針を具體的に作製發表すること。青年部一任

四、共済運動對策に關する件

1、組合内共済施設の充實

2、協同組合運動との協同

3、資本家的共済機關の對策

右三項に分つて對策を決定した。

五、當面の時局闘争に關する件

1、インフレ闘争の新展開

本年下半期に於るけインフレの進展状態を具體的に調査し産業別に闘争を展開すること。方針作製は常任執行委員会一任。

2、日印通商問題對策に關し

別項聲明書を作製發表すると同時に、これを關係資本家團體及官廳に要請すること。